

事 務 連 絡

平成 27 年 4 月 17 日

各都道府県・指定都市
番号制度担当部局長 様

特定個人情報保護委員会事務局総務課長
総務省自治行政局住民制度課長

住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護委員会事務局にて各市区町村から提出された住民基本台帳に関する事務に係る基礎項目評価書の内容を確認したところ、主にⅠ「１．特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の「③システムの名称」又は「２．特定個人情報ファイル名」において、地方公共団体情報システム機構が開発する市町村ＣＳを含めて評価を記載していないと思われる事例が散見されました。

市区町村は、住民基本台帳に関する事務に係る評価書において、既存の住民基本台帳システムに係る評価とともに、市町村ＣＳに係る評価を記載する必要があります（「特定個人情報保護評価指針の解説」Ｑ第３の２－４参照）。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対して、各市区町村が住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書を作成するに当たっては、市町村ＣＳを含めて評価を記載するよう、周知のほどよろしくお願いします。

評価書の記載内容については、平成 26 年 6 月 30 日より、地方公共団体情報システム機構ホームページ（住基ネット業務担当者コーナー）において、評価書における市町村ＣＳや都道府県サーバの仕様等に関する記載について特定個人情報保護評価書の記載要領が配付されておりますので、ご参照ください。

なお、特定個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、本事務連絡発出後、特定個人情報保護委員会事務局において、引き続き各団体から提出された特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行い、不適切な記載等が認められた場合には、必要に応じて団体に個別に連絡させていただくことがあり得ることを申し添えます。

【参考１】評価書の記載が適切と思われる例

【参考２】評価書の記載が不適切と思われる例

【参考３】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）記載要領（市区町村版）【抄】

【参考１】評価書の記載が適切と思われる例

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム（※） 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村ＣＳにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村ＣＳ部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	

・市町村ＣＳに係るシステムとして住民基本台帳ネットワークシステムを記載している。

・情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うので、中間サーバーについて記載している。

※団体内統合宛名システムを保有していない場合は、団体内統合宛名システムについて記載する必要はない。

・市町村ＣＳに係る特定個人情報ファイルとして本人確認情報ファイル及び送付先情報ファイルを記載している。

【参考2】評価書の記載が不適切と思われる例

不適切と思われる例①

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	

- ・市町村CSに係るシステムについて評価を行っていない可能性がある。
- ・情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うにもかかわらず、中間サーバーについて記載していない。

不適切と思われる例②

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム (※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	

- ・市町村CSに係る特定個人情報ファイルについて評価を行っていない可能性がある。

【参考3】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）記載要領（市区町村版）【抄】

【本記載要領の目的】 本記載要領は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における特定個人情報保護評価書の作成を支援することを目的として、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が、特定個人情報保護評価指針第3の2及び特定個人情報保護評価指針の解説第3の2－4に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムに関連する項目の記載要領を示すものです。 各市町村においては、本記載要領を参考とし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条に基づき特定個人情報保護評価を実施してください。 【本記載要領の構成、活用方法】 ・本記載要領では、各市町村が住民基本台帳法に基づいて実施する事務を、「住民基本台帳に関する事務」として一つの評価書で評価を実施し、また、当該事務において保有する特定個人情報ファイルは「（1）住民基本台帳ファイル」、「（2）本人確認情報ファイル」及び「（3）送付先情報ファイル」の3ファイルで構成されることを想定して作成しています。 ・（1）については、各市町村で開発する既存住民基本台帳システムの中で管理されることから、各市町村で作成してください。 ・（2）、（3）については、機構で開発するシステムの中で管理されることから、仕様に係る項目については回答を、その他の項目については記載例を示しています。 ・上記の考え方にに基づき、本記載要領では各項目を次の3類型に分けています。 ①市町村CSの仕様等に係るもので、本記載要領の回答を各市町村がそのまま評価書へ転記できる項目。（白地項目） ②市町村CS、既存住民基本台帳システム等について、法令や「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表」（以下「セキュリティチェックリスト」という。）等を参考に機構が記載例を示している項目であり、本記載要領の内容を各市町村の実情に合わせて適宜修正・追加の上、評価書に記載すべき項目。（橙色で網掛けした項目） ③各市町村が実情に合わせて回答を作成し、評価書に記載すべき項目。（橙色網掛けで空欄の項目） 【その他留意事項】 ・本記載要領は、各市町村の特定個人情報保護評価の作成支援に資するため、評価書様式の形式を一部変更しています。したがって、本記載要領を編集してそのまま評価書とすることはできません。評価書の作成にあたっては、特定個人情報保護委員会から示される様式を使用してください。（本記載要領の様式を使用した場合、特定個人情報保護委員会への提出の際に不都合が生じる場合があります。） ・なお、本記載要領の赤字部分については特定個人情報保護委員会の了承を得ていることを申し添えます。	
--	--

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。） 2. 住民基本台帳ネットワークシステム（※） ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル名	
（1）住民基本台帳ファイル （2）本人確認情報ファイル （3）送付先情報ファイル	※その他、住民基本台帳に関する事務において各市町村で保有する特定個人情報ファイルがあれば、適宜追加ください。